

川崎重エグループ 行動規範

第1版

Kawasaki Heavy Industries Group
**Business Conduct
Guideline**

社長宣言

A portrait of the Chairman, a middle-aged man with dark hair, wearing a dark blue suit, white shirt, and a patterned tie. He is sitting on a black chair, looking directly at the camera with a neutral expression.

川崎重工グループの企業活動は、さまざまな形で社会とつながり、社会に影響を与えています。当社グループが社会と共生し、企業価値を向上させ続けるためには、利益を上げるだけでなく、従業員・お客様・お取引先・株主・地域社会など、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーからの要請に応え、信頼を築いていくことが重要です。グループミッション「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”」の実現に向けて、社会に貢献する製品・サービスの提供のみならず、公正な事業慣行、腐敗防止に向けた取り組みや環境・人権への配慮など、事業活動全般を通じて企業として正しく行動し、ステークホルダーとの対話を続けながら社会的責任を果たすことが求められています。

また、川崎重工グループは世界各国で幅広い事業を展開しており、国籍や文化

的背景の異なる従業員が数多く働いています。当社グループはグローバル企業として、役員や従業員一人ひとりが国際的なルール・倫理規範、事業を行う国や地域の法令を遵守するだけでなく、個性や文化、慣習などの多様性を理解し、尊重しなければなりません。

当社グループでは、従前より社則「川崎重工企業倫理規則」および「川崎重工グループグローバル企業倫理指針」に基づき役員や従業員の正しい行動を促進してきましたが、こうした観点から、このたび、これらを統合・発展させ、グループ全体の役員および従業員が行動するに際して判断のよりどころとなるべき倫理基準として、新たに「川崎重工グループ行動規範」を制定しました。

私は、社長として、ここに「川崎重工グループ行動規範」は、世界各国・地域の全役員・従業員が一体となり、すべての

事業活動においてステークホルダーとの対話を重視し、正しく行動するためのものであると深く認識し、いかなる困難な状況においても本行動規範に即して意思決定し行動する」ことを宣言します。

グループの皆さんも、本行動規範に即して意思決定し行動するよう、お願いします。とりわけ部下を持っている方は、部下の模範となるよう心掛け、部下の指導・啓発に努めてください。

さらに各部門では、本行動規範に加え、業務遂行に際して知っておくべき関係法令や規則、規程類の把握・理解に努めることで、ルール遵守を徹底してください。この努力は必ず川崎重工グループを強くすることにつながります。

全員で力を合わせ、より一層社会から信頼され、誇りを持って働くことのできる川崎重工グループを築きあげていきましょう。

2018年4月

取締役社長執行役員

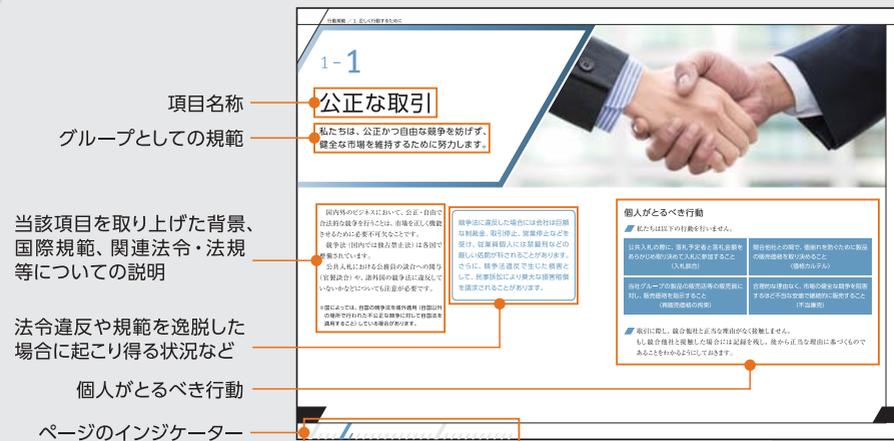
金花芳則

社長宣言	1
目次	3
本行動規範の基本構成	3
川崎重工グループのミッションステートメント	5
本行動規範の適用範囲	7
各国の法律との関係	7
違反行為に気付いた場合の連絡先	7
違反を通報したことによる不利益な取り扱いの禁止	8
迷った場合には	8
改訂について	8
川崎重工グループコンプライアンス推進体制	9

<行動規範>

1. 正しく行動するために	11
1-1 公正な取引	13
1-2 贈答・接待	15
1-3 政治活動・ロビー活動	17
1-4 反社会的勢力との関係遮断	19
1-5 利益相反	21
1-6 輸出入管理	23
1-7 マネーロンダリングの防止	25
1-8 正確で完全な財務報告	27
1-9 インサイダー取引	29
1-10 情報セキュリティ	31
1-11 個人情報保護	33
1-12 知的財産権の尊重	35
2. ステークホルダーと向きあうために	37
2-1 製品・サービスの品質と安全性	39
2-2 技術者倫理の遵守	41
2-3 人権の尊重	43
2-4 製品・技術の倫理に反する使用の排除	45
2-5 寄付・賛助	47
2-6 企業情報の開示	49
2-7 人財の多様性の尊重	51
2-8 従業員の安全と健康	53
2-9 お取引先との協働	55
2-10 地球環境への貢献	57

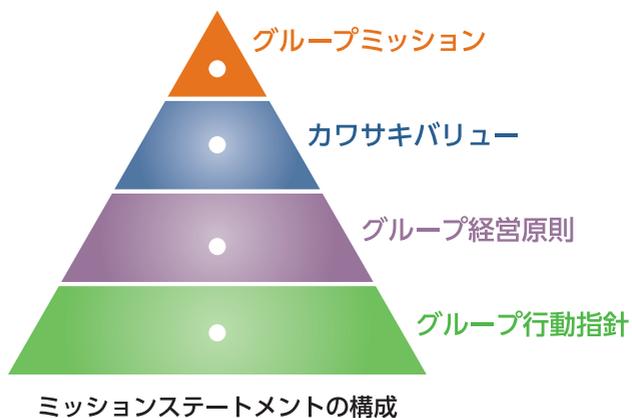
本行動規範の基本構成



川崎重工グループの ミッションステートメント

カワサキグループ・ミッションステートメント

2007年、川崎重工グループは21世紀において果たすべき社会的使命や、ブランド価値向上のため共有すべき価値観、経営活動の原則、構成員一人ひとりの日々の行動に求められる指針を盛り込み、グループ全体の羅針盤として「カワサキグループ・ミッションステートメント」を制定しました。



グループミッション (社会に対する役割)

『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』

川崎重工グループは、広汎な領域における高度な総合技術力によって、地球環境との調和を図りながら、豊かで美しい未来社会の形成に向けて、新たな価値を創造します。

カワサキバリュー (重きを置く価値：戦略・施策立案の立脚点)

- 多様なお客様の要望にこたえる
- テクノロジーの頂点を目指す
- 独自性・革新性を追求する

グループ経営原則 (グループ経営の指針、経営活動における原則)

- ① 高機能・高品質で安全な製品・サービスを世界の人々に提供する。
- ② 社会的責任を認識し、地球・社会・地域・人々と共生する。
- ③ 労使の信頼を企業文化とし、グローバルに“人財”を育成・活用する。
- ④ “選択と集中”、“質主量従”、“リスクマネジメント”を指針とし企業価値向上を図る。

グループ行動指針 (日々の業務遂行においてとるべき行動の指針)

- ① グローバルで長期的な視点に立つ。
- ② 困難な課題に挑戦する。
- ③ 目標の実現に向け、最善を尽くす。
- ④ 社会と人々から信頼される企業人となる。
- ⑤ 自主独立のプロフェッショナルとなる。
- ⑥ 誇りと喜びを共有する、カワサキのよきメンバーとなる。

本行動規範の適用範囲

本行動規範は、川崎重工グループ（川崎重工及びその子会社からなる企業集団）の役員、従業員、派遣従業員に適用されます。

また、合併会社等の持分法適用会社や、お取引先・請負作業員・代理店などのビジネスパートナーにも、本行動規範の尊重を要請していきます。

各国の法律との関係

役員・従業員は、事業活動を行う国や地域の法令・規則に従う必要があります。もし各地の法令が定める基準や要求、また国際行動規範が本行動規範よりも高い基準を設定している場合には、当該法令や当該規範を優先してください。

国際行動規範の例としては、OECD多国籍企業ガイドラインやISO9000、ISO14001、ISO26000、世界人権宣言、ILO宣言など様々なものがあります。

違反行為に気付いた場合の連絡先

もし本行動規範への違反を見つけた場合には、すみやかに上司または関係部門に報告してください。もし上司や関係部門に報告することが難しい場合には、コンプライアンス担当部門・コンプライアンス担当者に報告してください。

もし違反が事実でなかった場合にも、通報した人が真摯な気持ちで通報した場合には責任を問われることはありません。ただし、悪意を持って通報した場合、また虚偽の報告をした場合には処分の対象となります。

違反を通報したことによる不利益な取り扱いの禁止

行動規範の違反を発見し報告した人、または違反の懸念を誠実に連絡した人に対して不利益な取り扱いをしたり報復行為をしたりしてはなりません。もしそのような行為を受けた、または目撃した場合にはすみやかに上司や関係部門、またはコンプライアンス担当部門・コンプライアンス担当者に報告してください。

報復行為を行うこと、報復行為に関与することは懲戒処分の対象となります。

迷った場合には

もし業務を遂行するに当たり自己の行動が適切かどうかで迷った場合や、本行動規範に明示されていない事態が生じたりした場合には、以下のことを自問自答してください。それでも判断に迷った場合には、上司または関係部門、コンプライアンス担当部門・コンプライアンス担当者に相談してください。

- その判断は法律や社会規範に違反していないか
- 法律や社会規範に違反していない場合でも、本行動規範や社内規則に違反していないか
- 上司や同僚、または家族に自分の判断や行動を堂々と話せるだろうか
- お客様やお取引先、地域社会が不利益を被っていないか

また、次のような言葉を聞いた場合、本行動規範に違反している可能性がありますので十分に注意してください。

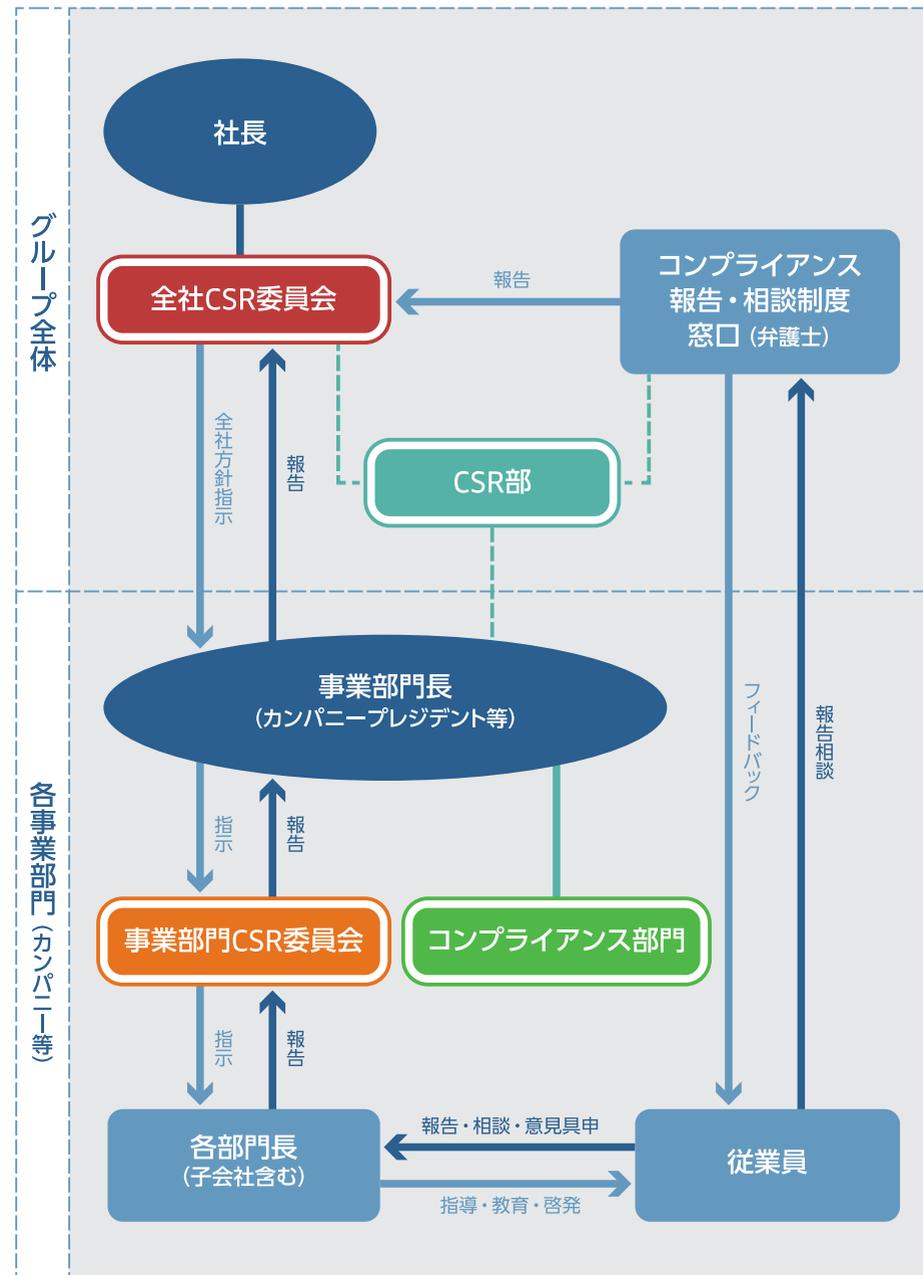
- 誰もみてないから大丈夫だ
- みんなやっている
- ここではこうするのが普通だ
- 成果さえ挙げれば方法は重要ではない

改訂について

川崎重工業株式会社CSR部が中心となり、関連部門およびグループ各社の意見をふまえ、必要に応じてこの内容を見直し、改訂案を作成して経営会議に諮ります。

川崎重工グループ コンプライアンス推進体制

- 全社CSR委員会：**
 川崎重工グループが企業の社会的責任を果たすため、およびコンプライアンスを徹底するための各種施策を審議・決定し、遵守状況のモニタリングを行います。
- コンプライアンス部門：**
 各事業部門（本社・カンパニー等）にコンプライアンスを担当する部署を設置しています。
- 事業部門CSR委員会：**
 各事業部門に事業部門CSR委員会を設置し、コンプライアンスやその他のCSR活動を推進します。活動結果は、事業部門長を通して全社CSR委員会に報告します。
- コンプライアンス報告・相談制度（日本国内限定）：**
 川崎重工、及び日本国内の関連企業の従業員が、周囲でコンプライアンス違反の疑いがある場合、外部弁護士に、報告・相談できる内部通報制度として設置されています。





行動規範

1

正しく行動するために

この章では、主に「企業と社会のルール」という面から、私たちが気をつけなければならないこと、とるべき行動について述べます。

企業は、様々な規則やルール、法令等に囲まれています。これらが制定されているということは、その領域には企業が社会に「負」の影響を与えてしまう可能性があることを意味しています。

企業がこれらの規則やルール等を破ることは、社会に迷惑をかけること、ひいては社会からの信頼を失うことに直結します。

小さなルール違反でも、私たちがこれまで積み上げてきた信頼を容易に崩してしまうものです。

ここで述べていることはもちろん、記載のない分野のことであっても、各国のルール、各社の規則を守って、正しく行動しましょう。

1 - 1

公正な取引

私たちは、公正かつ自由な競争を妨げず、健全な市場を維持するために努力します。

国内外のビジネスにおいて、公正・自由で合法的な競争を行うことは、市場を正しく機能させるために必要不可欠なことです。

競争法（国内では独占禁止法）は各国で整備されています。

公共入札における公務員の談合への関与（官製談合）や、諸外国の競争法に違反していないかなども注意が必要です。

※国によっては、自国の競争法を域外適用（自国以外の場所で行われた不正な競争に対して自国法を適用すること）している場合があります。

競争法に違反した場合には会社は巨額な制裁金、取引停止、営業停止などを受け、従業員個人には禁錮刑などの厳しい処罰が科されることがあります。さらに、競争法違反で生じた損害として、民事訴訟により莫大な損害賠償を請求されることがあります。

個人がとるべき行動

■ 私たちは以下の行動を行いません。

公共入札の際に、落札予定者と落札金額をあらかじめ取り決めて入札に参加すること（入札談合）

競合他社との間で、値崩れを防ぐために製品の販売価格を取り決めること（価格カルテル）

当社グループの製品の販売店等の販売員に対し、販売価格を指示すること（再販売価格の拘束）

合理的な理由なく、市場の健全な競争を阻害するほど不当な安値で継続的に販売すること（不当廉売）

■ 取引に際し、競合他社と正当な理由なく接触しません。もし競合他社と接触した場合には記録を残し、後から正当な理由に基づくものであることをわかるようにしておきます。

1-2

贈答・接待

私たちは、不適切な贈答や接待を一切行いません。

贈答・接待

贈答・接待の際には、常識と節度ある判断が必要です。過剰または不適切な贈答・接待は、正常な商取引を歪め、取引の透明性に悪影響を及ぼします。多くの国で厳しい法律があり、また贈答・接待等について具体的な金額のルールを定めている国もあります。

贈答や接待とは、個人またはその家族・親族・友人等が享受する何らかの価値のあるものの提供を意味します。

実際に贈答や接待を提供したり受けたりしていなくても、提案や約束、提供しようとする事も当該行為に含まれます。

贈答・接待の金額が小さい場合においても、不正な利益を得る目的で贈答や接待を提供したり受けたりした場合や、同一人物にくり返し行われる場合には不適切行為となります。

※贈答には、金銭・贈り物・貸付・手数料・役務の提供・値引き・口利き・キャッシュバックなど、金銭的・非金銭的を問わず、価値のあるあらゆるものを含みます。

接待には第三者をイベントに招待した時のビジネスがらみの食事や娯楽・文化・スポーツなどの催し物および会場への招待またはチケット、関連する旅行・宿泊・食事・および飲み物の提供を指します。これらの提供は、提供者が付き添わない場合には贈答品とみなされます。

国によっては、民間組織間であっても不適切な贈答・接待が処罰の対象となることもあり、また公務員への贈答・接待は、それを行った国・地域の法律で処罰されるほか、第三国でも処罰対象となる可能性があります。

公務員への贈答接待

公務員への贈答・接待とは、国会議員をはじめ地方議員、国や地方自治体の役職員のほか、政府、政府機関、政府代表およびその代理人等への贈答・接待も含まれます。

国内外の公務員へ贈答や接待を行うことは、贈賄行為とみなされ各国の法律

で厳しく罰せられます。

また、業務を遂行する際にその国や地域の公務員などから、ファシリテーションペイメント（行政サービスを円滑化させるための少額の賄賂）を求められることがあります。ファシリテーションペイメントは多くの国で禁止されています。

個人がとるべき行動

贈答や接待を提供したり受けたりする際には、各社および各部署の規則やルールを厳守します。

贈答や接待を提供したり受けたりする際には、以下のことを確認・実施するようにします。

取引の意思決定に不適切な影響を与えないこと

金額や内容が適切と思われる常識の範囲内であること

上司の事前承認を得ること

日付・贈答や接待の内容・金額などを記録に残すこと

不適切な贈答・接待を発見した場合には、すみやかに上司や関係部門、コンプライアンス部門・担当者に報告します。

公務員に対する贈答や接待はしません。ファシリテーションペイメントの要求を受けた場合は、その事実を記録に残し、上司や関係部門に報告し、その後の指示をあおぎます。

1-3

政治活動・ロビー活動

私たちは、政治的な活動のために不正に会社の金品等の使用・提供をしません。また、不正なロビー活動には関わりません。

政治活動

会社の中で政治活動を行ったり、政治活動のために場所や労力、その他の会社資産を提供することは、責任部門がその是非を判断して適切に行わなければなりません。

また、多くの国では公職者やその職員への献金に関して厳しい法律が存在します。私たちは事業を行う国や地域のすべての適用法に従い、国会議員、地方議員、国や地方自治体の役職員、政府、政府機関、政府代表およびその代理人等と関わらなければなりません。

政治献金、ロビー活動については多くの国・地域で厳しい法律が存在しており、違反した場合、会社が、損害訴訟、罰金、資格停止、取引除外などが科される可能性があるほか、従業員個人も、民事・刑事訴追、罰金、懲役刑などが科されることがあります。

ロビー活動

ロビー活動とは、川崎重工グループに影響を及ぼすような立法上または規制上の諸問題について、議会・国会議員、政府、政府機関、政府代表およびその代理人等と接触することと定義します。

ロビー活動を行う場合はすべての適用法を遵守し、政府や政府機関、政府代表およびその代理人とのやり取りにおいて倫理的に行動するようにしなければなりません。

個人がとるべき行動

- 会社の業務の関連であっても、関係部門の承認なく、会社の資産を政治的な活動のために提供しません。
- 業務の時間および会社の資産を、事前承認を得ずに、個人的な政治活動に使用しません。
- 政治献金を行う際には、贈賄とみなされないように透明性のある手続きをし、かつ情報を開示します。また、業務上、左記で示した人との関わりを持つ場合には、誤解を招かないよう十分注意して対応します。
- 川崎重工グループの代表としてロビー活動を行う場合には、必要に応じてそれぞれの国で適切な登録を行い、事前に地域の政府関係部門の承認を得ます。またすべての適用法に従って政府や政府機関、政府代表とのやり取りを行い、常に誠実、率直に行動します。

1-4

反社会的勢力との 関係遮断

私たちは、暴力団、マフィアなどの反社会的な勢力およびこれらと実質的に関わっている組織と一切関わりを持ちません。

反社会的勢力とは、暴力団、マフィアなど、暴力や威力、または詐欺的な手法を駆使して経済的な利益を追求する集団または個人のことを言います。

川崎重工グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対して、確固たる信念を持って断固とした姿勢で臨み、一切関係を持ちません。

反社会的勢力による不当要求に対しては、常日頃から警察などの関係当局とも緊密な連携を構築しながら対応していく必要があります。

反社会的勢力に関わり結果的に彼らの利益に資することになった場合、会社の信頼を損ねるほか、契約解除や入札からの排除を受けたり、各国の法令に基づく罰則を受けることがあります。また、お客様の信頼まで毀損してしまう可能性もあります。

個人がとるべき行動

- 反社会的勢力等に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- 反社会的勢力等の脅しや恫喝、また示威行為に屈せず、彼らに利益をもたらすような資金や便宜の供与は、名目や形態の如何を問わず行いません。
- 反社会的勢力等から接触があった場合は、できる限り複数人で応対し、脅しや恫喝などを受けた場合にはすみやかに関係先に連絡するとともに、警察や司法当局に通報し指導をおおぎます。

1-5

利益相反

私たちは会社の利益を犠牲にして、
私たち自身または第三者の利益を図りません。

利益相反とは、会社の利益と個人の利益が反することを言います。そのような状況が発生した場合には、会社の利益や目的を優先し、個人の利益を得るために会社での立場を利用してはいけません。また、会社の業務の公正性や客観的な判断を妨げるような行動をとってはいけません。

川崎重工グループの従業員のビジネス上の優先順位はまず当社グループにあります。会社の了解なく他の事業を営んだり、

他の事業主体の活動に携わったりすることで、当社グループにおける業務に悪影響を及ぼしてはなりません。

また、会社の資産*は業務を行う場合にのみ使用することが許可されており、私的な利益のために使用したり持ち出したりすることは許されません。会社の資産を扱うときには慎重に対応する必要があります。また会社資産の損失を防ぐために必要な対策を講じなければなりません。

*会社の資産には、有形・無形両方のものが該当し、土地や建物、機械、設備、在庫や金銭などの有形資産や、特許、商標、著作権、ソフトウェアなどの無形資産があります。

利益相反行為は、自分の職務の妨げになったり、会社の信頼を損なう原因となる可能性があります。また、会社の資産を私的に使用したり会社資産に損害をもたらしたりすることは会社のビジネスに損失を与えることにつながります。会社の同意承認なしにこれらの行為を行った場合、各社の規則に基づき処罰の対象となり得るほか、背任・横領として刑事罰に問われることもあります。また、お客様の信頼まで毀損してしまう可能性もあります。

個人がとるべき行動

以下の行動は利益相反が懸念されるので十分注意します。また、そのような事例が発生した場合、または発生する可能性がある場合はすみやかに上司や関係部門に確認し判断をおおぎます。

当社グループの従業員自身や近親者、友人個人もしくはそれらが営む法人が会社と取引を開始する場合

業務上知りえた情報やビジネスチャンスを、従業員自身やお取引先、競合他社や第三者の利益のために利用する場合

グループ内での立場を利用して、自分の近親者や友人を当社グループに雇用する場合

他の組織の役員に就任することを依頼された場合

当社グループ以外で雇用されたり、自ら事業を起こそうとする場合

会社資産の取り扱いについて、以下の注意をします。

会社の資産を無断で販売・譲渡・売却などを行うことにより、個人的な利益を得ようとしません。万一個人的な目的で使用する必要がある場合は関係部門に事前の承認を得ます。

経費の不正精算を行ったり、架空取引を行うことなどにより、会社資産を不正に取得しません。

1-6

輸出入管理

私たちは、輸出入に関して適用される法令・規則を守ります。

川崎重工グループはグローバルに事業を展開する企業として、世界中に製品やサービスを提供しています。また同様に、様々な国や地域から製品や技術、原材料を輸入しています。

輸出入を行う際には、事業を行う国や地域に適用されているすべての輸出入関連法令および経済制裁措置を遵守します。

国際的な平和および安全の維持という安全保障の観点から、武器そのものを含め、軍事転用可能な貨物の輸出を規制するため、国際的な取り決めをはじめとして、各国・地域において、輸出入関連法令および経済制裁措置等が定められています。

これらの輸出入関連法令は、製品だけでなく、サービスや技術、情報についても規制しており、国や地域によっては一時的に在籍している外国人に対して、たとえ同じ職場で働いていたとしても、適切な手続きなしに技術情報を開示することが違法となる場合があります。

直接海外の取引に関わっていない場合でも、海外での展示会への出展、海外拠点への出張、海外拠点への資料やデータのメールによる送受信、その他媒体やパソコンの海外拠点への提供等も、輸出入関連法令の管理の対象となります。

輸入もまた、さまざまな法令の対象となります。例えば、申告書類の提出や関税の支払いを求められることがあります。

輸出入に関連する法令・法規に違反すると、会社が制裁金、輸出入の禁止・制限などの処罰の対象となるほか、従業員個人へも刑事罰が科される可能性があります。



個人がとるべき行動

- 海外の相手取引先（駐在員事務所やグループ内企業も含む）への製品の輸出やサービス、技術などの提供にあたっては、日本国の「外国為替及び外国貿易法」や国際的な取り決め、当該国・地域で適用される法規制等に基づいて定められた取引審査を実施します。
- 製品やサービスを輸出入する際には該当する国や地域での納税義務を果たしていること、また輸出入申告を税関に実施することを確認します。
- 武器そのものや軍事転用の可能性が高いものとして特に規制されている特定の製品またはサービスの輸出入や、経済制裁措置が取られている国や地域、また団体との取引にあたっては関連法令や輸出入管理部門への確認を徹底するとともに、必要に応じて行政機関への相談を行い、その指示に従います。

1-7

マネーロンダリングの防止

私たちは、マネーロンダリングを許したり、
またマネーロンダリングに利用されることのないよう、
取引のすべての過程で留意します。

マネーロンダリングとは、法人や個人が
麻薬取引や脱税、不正決算などで得た資金
を、隠したり合法的に得た資金に洗い替え
したりするプロセスのことを言います。

マネーロンダリングはしばしばテロリスト
や暴力団などの反社会的勢力の資金源と
なっていることがあります。これらを見逃し
たり結果的に手助けをしないように注意し
なければなりません。

意図的な加担をしていない場合でも、
重大犯罪に関与してしまうことは会社にと
って大きなリスクとなるため、厳重な注意
が必要となります。

マネーロンダリングは重大な金融犯罪
です。各国の刑法で規制されており、
関与してしまった場合、故意ではなくて
も厳しく罰せられることがあります。

個人がとるべき行動

継続的に取引を行っている企業においても、以下の不審な点があった場合には
マネーロンダリングの可能性がありますので十分注意します。

様々な種類の小切手や現金で取引が行われる場合

請求書または契約書の通貨とは異なる支払いがあった場合

支払いが契約の当事者以外から行われた場合

過払いの入金があった場合に、相手側から現金での払い戻しを求められた場合

不明または不要な仲介業者が取引に関わっている場合

高リスクの国やお取引先企業が取引に関わっている場合

疑わしい行動を見聞きしたり、社内外から疑わしい要求を受けたりした場合には、
財務部などの関連部門に報告します。



1-8

正確で完全な財務報告

私たちは、真実に基づき、法令等に定められた基準に従って、適切な会計処理を行います。その結果、正確で完全な財務報告を作成し、社内外のステークホルダーに適時適切に開示します。

会社が適切な意思決定を行うためには、データや報告が正確で完全であることが重要です。株主や投資家などのステークホルダーに正確な財務報告を提供するためにも、従業員一人ひとりが、ルールに従って、正確で完全な記録と手続きを行わなければなりません。

正確で完全な報告のためには、都合の悪い情報を隠さず、事実を曲げずに報告することも大切です。意図的なデータの改ざんは、社内の正確な判断を妨げるだけで

なく、社外への虚偽の報告につながり、社会から川崎重工グループへの信頼を損ねてしまうかもしれません。

川崎重工グループは、会計処理・財務報告を、法令や規則に定められた正しい基準に従って行い、ステークホルダーに対する財務情報の信頼性を確保します。

社外のステークホルダーには、各国の税務当局が含まれます。適切な会計処理と正確で完全な財務報告が、適切な納税につながるからです。

不正な経理処理や財務報告を行った場合、個人が刑事上・民事上の責任が問われるほか、背任行為として制裁を受けたり、会社の信用が失墜するなどの重大なダメージを受けます。

個人がとるべき行動

- 売上計上や費用計上など必要な全ての取引を、正確・迅速に記録します。
- 記録の改ざんや粉飾、都合が悪い事実の隠ぺいを行いません。
- 部品・費用や工数の計上は、ルールに従って正しい案件に対して行います。
- 目標数値を達成するために、実際には当年度中に発生した事象を翌年度に発生したことにして、その事象の当年度での計上を回避するなど、目標達成を優先した不正行為を行いません。
- 不正と思われることを指示された時には、上司や経理部門、コンプライアンス担当、内部通報窓口等に相談します。
- 監査や税務調査を受ける時には、必要な情報を迅速に提供するなど、監査等が円滑に進むように社内外の監査人・調査官に協力します。

1-9

インサイダー取引

私たちは、未公表の重要な情報を、自分または第三者の利益のために使用しません。

株価を左右するような未公表の重要な内部情報を知りながら、川崎重工や他社の株式などの売買を行うことは、インサイダー取引として問題になります。また、他人に利益を得させる目的等で、未公表の重要な内部情報を教えたり、売買を勧めたりす

ることも問題になります。

重要な情報とは、会社の株価に影響を与える情報であり、上場企業の子会社の情報で、企業グループの経営に大きな影響を与えるものも含まれます。

【具体例】

株式の発行 / 公開買付け (TOB) / 合併 / 巨額の架空売上 / 業務上の提携 / 製品の検査数値改ざん / 災害に起因する損害 / 巨額の協調融資 / 行政処分 / 業績予想・配当予想の大幅修正

インサイダー取引に関わる法令に違反した場合、従業員個人が刑事罰や行政上の措置といった厳しい処分を受けます。

個人がとるべき行動

- 川崎重工グループやお客様、お取引先の重要な未公表情報を、個人的な利益のために使用しません。
- 未公表の重要情報の取り扱いにあたって、情報管理の徹底を図ります。
- 未公表の重要情報を得た場合、家族や友人などの第三者に、その会社の株式などを売買するよう勧めません。
- インサイダー取引の疑いがかけられないように注意し、川崎重工の株式の取引に当たっては定められた手続きを遵守します。

1-10

情報セキュリティ

私たちは、会社の機密情報を適切に管理し
利用・保管します。

川崎重工グループが日常の業務でアクセスしている情報の中には、外部に漏れた場合に営業上や法律上の地位が脅かされる機密情報が数多くあります。機密情報には、価格・研究開発・製品・製造・人事・経理・ノウハウなどに関わるさまざまな情報が含まれています。それらはビジネスを成功させるためにも非常に重要な情報であり、慎重な取り扱いが求められます。

機密情報のハードコピーについても同様に慎重な取り扱いが求められ、配付や管理、保管には十分な注意を払わなければなりません。

川崎重工グループ企業の情報は、盗難・紛失・漏えいなどによりお客様やグループ内他社にも影響することがあります。これらのことがあった場合、会社には制裁金が科される可能性があるほか、取引停止を受けたり損害賠償訴訟の対象となることがあります。また、その原因となる行動をとった従業員個人も処罰の対象となることがあるほか、会社内でも社則等に即して懲戒処分が適用され得ます。

業務でコンピュータを使用している場合にはさらに注意が必要です。パソコンやCD-ROMなどの電子媒体の管理だけでなく、機器に対する定期的なデータのバックアップや地震・停電・落雷などの天災への対策もあらかじめ行う必要があります。

また、外部からの不正アクセスや盗難についても十分に注意が必要です。情報漏えいや電子媒体の紛失・盗難がないよう常に対策をとると共に、万が一このような事態が生じた場合は、ただちに適切な対応を取る必要があります。

個人がとるべき行動

- 会社で保有している機密情報を厳重に管理し、適切に使用します。
- 機密情報のハードコピーについては配付時に通し番号を付す、閲覧終了後に回収するなど、十分な対策をとります。また、施錠可能な場所に保管するなど、限られた人だけが閲覧できるようにします。
- コンピュータや電子媒体が盗難や不正アクセスなどの被害に遭わないよう十分に注意を払います。万が一このような事態が生じた場合は、ただちに関係部門に報告し指示をあおぎます。
- 不明な宛先から来た不審なメールや添付ファイルについては安易に開かず、まずは関係部門に確認を行います。
- インターネットの使用時も、悪意のあるサイトへのアクセスで外部からの不正侵入の経路にならないよう注意します。
- SNSなどの利用にあたっては、会社についての発言、社員としての発言が企業情報の漏えいに繋がる可能性があることを自覚して行います。
- 在職中だけでなく退職後も、社内規定の手続きによることなく会社の機密情報を開示・漏えいしません。また、前職で得た機密情報を川崎重工グループで使用しません。

1-11

個人情報保護

私たちは個人情報を定められた利用目的に従い正しく使用するとともに、紛失・漏えいすることのないよう十分注意して管理します。

個人情報とは、個人に関する情報、または生存する個人を識別できる情報、などと各国の法制で定義されています。

具体的には以下の例などが個人情報に該当し得ます。

- 氏名
- 生年月日
- 社会保障番号（身分証明書番号）
- メールアドレス
- 特定の個人が識別できる映像や音声

単体であれば個人を識別することが困難な情報でも、複数の情報を組み合わせることで個人が識別可能であるものは、個人情報とみなされる場合があります。

個人情報保護を怠り不適正な取り扱いをした場合、会社が刑事罰や巨額の損害賠償などが科される可能性があります。従業員個人も、法律や各社の社則に基づき処罰の対象となり得ます。

グループ内、あるいは業務委託先であっても、本人の同意を得たり、法令で定められた手続きを経たりすることなしに、情報の共有や提供を行うことは認められていません。

個人情報保護については多くの国・地域で厳しい法令が存在しており、域外への個人情報の移転を規制している場合もあります。

業務上で個人情報を取り扱う場合には、自国の法令や規則に則り適切に行うことはもちろん、関係する他国の法令等にも注意を払う必要があります。



個人がとるべき行動

- すべての個人のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に細心の注意をはらいます。
- 業務上で個人情報を取得・管理・利用・提供・破棄する場合には、以下のことを守り慎重に行います。

個人情報を正当な業務目的のみで取得・管理・利用・提供し、不要となれば直ちに破棄する。

匿名情報を使用することが妥当である場合には、個人情報の代わりに匿名情報を使用する。

個人情報へのアクセスは、正当な業務目的で個人情報を必要とするものに限定する。

個人情報を誤って紛失したり破棄したりしないように十分注意する。

個人情報の目的外利用、紛失または盗難、破棄などに気付いた場合にはただちに適切な対応を行う。

1-12

知的財産権の尊重

私たちは、会社の知的活動の成果を知的財産権として保護し、これを積極的に活用します。

私たちは他者の知的財産権を尊重し、侵害しません。

知的財産とは、特許・実用新案・意匠・商標・著作物など各関係法令で知的財産権として保護されているものや、ノウハウ・営業秘密など、創造的活動によって形成された無形資産に対する権利を指します。業務に関連して創作された知的財産は原則として会社に帰属します。

知的財産は事業を行う上で必要不可欠な財産の一つであり、それらを無断使用や漏えいから保護し、積極的に活用しなければなりません。また同時に、第三者の知的財産権も尊重し、許諾なく使用することを避けなければなりません。

もし許諾なく第三者の知的財産権を使用した場合には、事業の継続が困難になったり、会社や従業員個人に罰金や刑事罰を与えられる可能性があります。

個人がとるべき行動

- 業務に関連した知的財産についてはすみやかに担当部門に届け出を行います。
- 業務を遂行する上では自社および第三者の権利を尊重し、自社の権利が侵害されたり第三者の権利を侵害しないように留意します。
- 知的財産権が侵害されていること、第三者の知的財産権を侵害していること、またはその疑いがあることを発見した場合にはすみやかに上司に報告します。
- 知的財産を発表したり第三者に開示・貸与・譲渡・売却する場合には、事前に担当部門の了解を得ます。
- 新しい製品やサービスを市場に出す場合には、他者の知的財産権を調査し、不当に侵害しません。
- ソフトウェアや新聞・雑誌などをコピーする行為や、インターネット上の他者の著作物を使用・改変・頒布する際には、他者の著作権を侵害していないか十分に注意します。

行動規範

2

ステークホルダーと 向きあうために

この章では、ルールとしては必ずしも成文化されていないけれども、私たちが社会やステークホルダーに対してもつべき倫理観、果たすべき責任について述べます。

私たち川崎重工グループは、製品・サービスを通じて、また事業活動の各プロセスを通じて様々なステークホルダーと関わっています。また、グローバルな事業展開を通じて国境を超えたステークホルダーともつながり、更には、グループミッションが示す通り、「環境」や「未来」といった、時空を超えたステークホルダーともつながっています。

ステークホルダーに配慮し、信頼を得ることは企業活動の根本です。様々なステークホルダーに対する私たちの倫理的行動が、川崎重工グループの基盤を支え育みます。

2-1

製品・サービスの 品質と安全性

私たちは、高機能・高品質で
安全な製品・サービスを提供します。

川崎重工グループは、品質や安全性の高い製品およびサービスの提供をお客様から期待されています。その期待に応えるためには、私たちは品質向上に向けた努力を日々続ける必要があります。また法令や社内基準を満たし、安全な製品やサービスを提供することも私たちの責任であり使命です。

製品の契約・開発・設計から製品納入後のサービスに至るすべての段階において、品質や安全性に配慮する必要があります。取扱説明書などを作成する場合には、警告などを行って誤った使用を防ぐとともに、安全で正しい使い方を説明するように心がけなければなりません。

性能・安全に関しては、契約に定めた事項のほか、法令・規則でも遵守事項が定められています。もしこれらに違反した結果として製品やサービスに不具合が生じ、お客様などの身体や財産を損ねてしまった場合、会社も従業員個人も刑事上・民事上の責任が問われ得ます。また、会社の信頼も大きく損なわれることにつながります。



個人がとるべき行動

- 最高の品質の製品・サービスをお客様に提供できるよう、最大限の努力をします。
- 製品・サービスに関する社会からの声や要望には、常に真摯に耳を傾けます。
- 製品やサービスの品質や安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、所定の手順や必要とされる措置を確実に実施します。
- 品質・性能や安全性を偽る行為（製品の検査記録を捏造したり、性能試験において不正を行うなど）は絶対に行いません。
- もし製品やサービスの不具合により、お客様などの身体または財産を損ねた場合、あるいはその懸念に気づいた場合には、最優先で問題の解決に努めます。また再発防止のために、根本原因を究明し是正処置を行います。

2-2

技術者倫理の遵守

私たちは、高い倫理観をもって
技術開発を行います。



川崎重工グループは、高度な技術力によって持続可能な社会の実現に貢献し、社会から信頼を獲得し続けていく会社であらねばなりません。

お客様から安心され、信頼される製品やサービスを提供することはもちろん、常にグループミッションに則って、豊かな生活と地球環境の未来に貢献する製品を開発し、社会的責任に応えなければなりません。

私たちは法令や社会の規範・倫理を守り、常に高い倫理観を持って技術開発を行います。社会からの信頼を失うような違反は決して起こしてはなりません。

技術者として、職務を遂行する過程で技術者の倫理に反すると判断される状況に直面した場合には、これを行ってはなりません。また製品やサービスに問題がある可能性があれば、すみやかに事実調査を行い、適切な処置を講じます。

個人がとるべき行動

- 専門知識や技術・経験を活かして、人類の健康・幸福と社会の安全、環境保全に貢献します。
- 常に自らの専門的知識・能力の向上に努めることによって、技術革新を生み、安全で優れた製品・サービスを提供します。
- 人財の育成に努め、技術の伝承を推進します。
- 科学的事実に基づき、また法令や社会通念の変化を常に認識して、公正・自律的に判断し、正直かつ誠実に行動します。
製品の性能を高く見せる目的のためにデータに作為をするような行為は絶対にしません。
- 専門的知識と経験に基づき、技術の健全な普及と強化に努めます。

2-3

人権の尊重

私たちは、すべての人々の人権を尊重します。

世界人権宣言では、人権は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」と定義されています。

一人ひとりの人権を尊重するために、人種・肌の色・性別・年齢・国籍・社会的出身・家柄・性的指向*1・性自認*2・婚姻歴・宗教・政治的信条・心身障がい・病気その他の事由にかかわらず、あらゆる人に等しく尊厳と敬意をもって接しなければなりません。

※1：性的指向：
同性愛・両性愛・異性愛など、好きになる相手の性別に関する概念。
特定の人を好きにならない（無性愛）等も含む。

※2：性自認：
自分で自分の性別をどう考えるか、という概念。
身体上の性別とは必ずしも一致しない。
また、必ずしも男女のどちらかとは限らない。

また、労働に関しては、次のような人権の侵害が世界的な問題となっています。このような労働は決して容認してはなりません。

- **強制労働**：同意のない労働、脅しによる労働のことで、監禁や債務による拘束など、様々な形態があり、搾取、暴力、虐待等から保護される権利や尊厳を保つ権利等を侵害します。
- **児童労働**：国際条約や各国法で規定される最低年齢に満たない子どもが従事する労働のことで、教育を受ける権利や、搾取や暴力・虐待等から保護される権利等を侵害します。

更に、企業の活動は、下記の例で示すように、間接的に第三者の権利に影響することがあります。

- **製品安全の不徹底**：お客様の「生命・身体安全の権利」の侵害
- **環境負荷**：地域の人々の「健康で衛生的に暮らす権利」の侵害
- **外国公務員への贈賄**：当該国市民の「自分たちが収めた税金が適切かつ公正に使われる権利」の侵害
- **お取引先への度を超えたコスト削減や短納期要請**：お取引先従業員の「健康、労働条件、賃金に関する権利」の侵害

個人がとるべき行動

- 業務上で出会った人すべてに対し、公正に敬意をもって接します。
(川崎重工グループ内の従業員同士だけではなく、お取引先やお客様、地域の人々、また当社グループに就職を希望する人なども含む)
- 個人の基本的人権、個性を尊重します。
- 高圧的、攻撃的な行為や悪意のある行為・ハラスメントを行わず、差別的または不適切な言動をとらないように注意します。
- 性的な言動で相手に不快を感じさせるなど、職場環境を害さないようにします。
- 定められた仕事以外では、例えば女性に掃除や男性に残業を強いるなどの男女差の固定観念に基づく言動を行いません。
- 自分の担当業務における決定や行動が間接的に第三者の人権に影響していないか自問します。
- ハラスメント、差別であると思う行為を見たり気づいたりした場合には、上司や関係部門、コンプライアンス担当部門・担当者にすみやかに報告します。

会社の作為・不作為が社会から人権軽視とみなされた場合、たとえ法令・規則に違反してなくても、製品不買運動、損害賠償請求、投資対象からの排除など、大きなダメージにもつながりかねません。
従業員個人についても、違反行為があれば各社の規則等に基づいて処罰される可能性があります。

2-4

製品・技術の倫理に反する使用の排除

私たちは、非倫理的な使用のために製品・技術を提供しません。



世界的に製品・技術の提供行為における企業の倫理的責任への要請が高まっています。

例えば、企業が提供する製品や技術が、企業が想定した目的を超えて、組織や個人の犯罪、もしくは人権侵害などのために使用されたり、またそのような物品の製造に使われてしまうことがあります。

非倫理的な使用とは、直接・間接を問わずステークホルダーや社会に悪影響を及ぼすことを指します。

企業が製品や技術を提供する際に、誰に提供するのか、またその提供先がどのように企業の製品や技術を使用するのかをきちんと判断し、不本意な使用を防ぐ努力をすることが求められています。

個人がとるべき行動

- 当社グループの製品・技術の特性とこれらを提供する際の倫理的責任を認識します。
- 製品および技術の国外への提供については、関係法令の定めるところに従い、輸出許可の必要な製品や技術かどうか、顧客や用途が適格かどうかを慎重に確認し、必要に応じて行政機関に相談するなどして、取引の可否を判断します。
- 国外への製品・技術の提供については、安全保障貿易管理に係る国際レジームや関係法令・規則等を遵守します。
- 初めての客先からの引き合いがあった場合は、その客先の国籍・事業内容・出資者・用途等を必ず確認します。

2-5

寄付・賛助

私たちは、社会とともに生きる企業市民として、責任ある寄付・賛助行為を行います。



企業がよき企業市民として活動を行う中で、寄付や賛助も重要な社会的責任の一つです。川崎重工グループの各社は、それぞれの所在国や地域の課題・ニーズに基づき、より高いレベルでの社会的責任の実現に向けて、時代や状況に応じた取り組みを実践していきます。

ただし、贈賄はもちろん、不当な圧力または不正な目的のための政治献金などを行ってはなりません。

寄付・賛助の依頼の中には、正しい目的・組織を装った意図的な不正行為が混じることもありますので、これら不正行為への加担を防ぐために、寄付の必要性・妥当性については十分に考慮します。

※寄付：金銭や財産などを公共事業、公益・福祉・宗教施設などへ無償で提供すること。

賛助：事業などの趣旨に賛成して力を添えること。

賄賂：見返りに便宜を供与してもらうために金品を提供すること。

寄付や賛助を装った贈賄に対しては各国の税法や刑法に基づいた罰則が科されるほか、会社の信用が大きく毀損される結果につながります。

個人がとるべき行動

- その寄付・賛助行為が、株主・従業員などのステークホルダーが納得できるものであり、また川崎重工グループが社会から信頼される企業市民となる内容であることを確認します。
- 不当な圧力、不正な目的のためには、決して寄付・賛助を行いません。
- 不正につながることはないよう十分な注意を払い、懸念のある場合は関係部門の判断をおおぎます。

2-6

企業情報の開示

私たちは社会から理解と信頼を得るため、
企業情報を適時適切に開示します。



企業情報は、財務に関するデータや記述だけでなく、製品や技術の内容、コンプライアンスなど企業運営のあらゆる側面に関わる情報を含みます。企業の透明性を確保し社会的責任を果たすために、また社会から理解と信頼を得るために、企業情報を適時適切に開示することが必要です。

企業情報の開示は、開示を担当する部門が、社則等に則って経営陣からの承認を経た上で、プレスリリースや会社のWEBを通じたアナウンスなどにより、広く社会に情報発信する形で行います。

情報開示に際しては、定められた法律等に基づいて正しく開示するのはもちろんのこと、該当する法律・規則がない場合でも、その情報が重要と判断される場合には、自ら進んで開示します。

また、企業にとって都合のよいことだけを開示するのではなく、ステークホルダーの期待に応じて重要と思われるものは、良い情報も悪い情報も適時適切かつ公正に開示し、企業として常に十分な説明責任（アカウンタビリティ）を果たすという姿勢で臨むことが重要です。また、これらの積み重ねを通じてステークホルダーからの理解や信頼を獲得していくことが重要です。

※企業情報の開示は、開示を担当する部門が正式な手続きを経て行います。開示を担当する部門でない従業員は、開示前の重要情報を厳重に管理し、個人的な判断で公表することのないようにします。

2-7

人財の多様性の尊重

私たちは従業員一人ひとりを大切に、
能力が発揮されるように支援します。
私たちは、多様性を尊重し
すべての人がいきいきと働ける職場を目指します。



川崎重工グループは、グループミッションと事業目標を達成する上で従業員はもっとも重要な財産であると考え、“人財”と表現しています。

会社は人財である従業員が能力を最大限に発揮することができるように公平・公正な職場風土の整備を進めています。また、従業員の多様性を尊重し、様々な価値観と能力、各人が培った経験を受け入れ・活かす職場作りに努めています。

従業員がそれぞれの多様性を活かし、最大限の能力を発揮することでグループとして組織の活力や創造性、ひいては企業の競争力を高めていくことができます。

今後も、性別、年齢、国籍や障がいの有無に関わらず、全従業員が活躍できる、個人の多様性を尊重した職場風土作りを進めます。

さらに、全ての従業員が仕事とプライベートをバランスよく両立させ、仕事にやりがい・働きがいを感じ成果が出せる、働き方の多様性が尊重された職場を提供していきます。

性別、年齢、宗教、思想信条等による雇用機会・待遇・教育・評価・昇進などの不均衡は、企業イメージを損ね、人財確保の面で損失を被ることもあります。また、過度の長時間労働は従業員個人の健康を損ね、メンタル不全による離職を招く恐れもあります。

個人がとるべき行動

- 多種多様な能力・価値観・発想をもった個性を認め合います。
- 多様な視点から自由闊達に議論することで、新たな知恵や技術を創造し続けます。
- 自らの能力を最大限に発揮できるよう、常に最善の努力と自己研鑽に努め、自分ならではの付加価値を発揮し、組織に貢献します。
- 従業員の採用・選抜・育成および昇進は、技能・能力・経験・実績に基づいて公平・公正に行います。
- 障がいというハンディキャップがあることへの理解を深め、正しい理解のもと、互いに働きやすい環境づくりを行います。
- 仕事とプライベートのどちらの質も向上・充実させるため、会社が用意する多様な働き方を自律心と責任をもって利用し、業務の効率化や生産性の向上に取り組み、成果を出すことに努めます。



2-8

従業員の安全と健康

私たちは安全と健康が何にも優先されることを認識し、安全で健康的な職場環境を実現します。

企業には、従業員の安全や健康を守る義務があり、従業員は、労働災害を防止するために必要な事項を守り、企業が実施する労働災害防止の措置に協力する義務があります。

川崎重工グループは、「人間尊重」ならびに「健康第一」を旨とし、「安全と健康を最優先する職場風土を構築し、心身ともに健康で働くことのできる安全で快適な職場環境の実現」に取り組んでいます。

従業員が安全な環境で、健康を維持しながら元気に働き続けることは企業にとって重要な財産である人財の価値を向上させることにつながります。

体だけではなく、心の健康にも注意を払い、良好なメンタルヘルスケアを行います。

さらに、私たちは職場におけるルールを守ることを通じて、地域社会の安全や健康に対しても責任を負っています。

安全衛生については、多くの法令・規則があります。また、各社にも社内規則があります。

これらを逸脱した結果、従業員がケガを負ったり、健康を損ねたりした場合、従業員個人だけではなく会社も、違反行為に対する処罰を受けることがあります。

個人がとるべき行動

- 労働安全衛生に関する法令や会社の方針・規則を遵守します。
- 健康第一の精神から、常に従業員自身や同僚の健康にも気を配り、何か不調を察知した場合には早めの対処をします。
- 安全を最優先し、自分を含め従業員や職場で働くすべての人、来場者の人命を第一に、安全確保に常時努め行動します。
- 必要な教育・訓練に参加します。
また、法令に基づき資格または教育が必要な業務に関しては、資格取得後または教育受講後に業務に従事します。
- 病気、アルコール、薬物などにより、正常な業務遂行能力が低下した状態では業務に従事しません。
- 安全でない作業や健康を害する作業を発見した場合にはすみやかに中断し、関係部門に報告します。
また、安全や健康に関して問題が発生したり発生する恐れに気がついた場合にも、すみやかに関係部門に報告します。
- 定められた健康診断を受け、その結果に応じて、精密検査等、健康を守るために実施すべきことを行います。
また、日頃から健康を意識し、自ら健康によい行動・習慣を実践して、心身の安定と活力の向上を図ります。
- 自分の周囲の人間とのコミュニケーションを良好に保ち、人間関係をよりよくしていくことに努めます。

2-9

お取引先との協働

私たちは、公正・公平な調達活動に取り組みます。
 私たちはお取引先と協働し、
 社会的責任を果たしていきます。



お取引先（ここではサプライヤーを指します）は、川崎重工グループが事業活動を行う上で欠かせないパートナーの一つです。

川崎重工グループはお取引先とともに発展・成長していくことを目指しています。そのためには、お取引先に敬意を払い、協働して社会的責任を果たしていくことが必要です。

お取引先の選定は国内外や取引実績にとらわれずに公平な参入機会を設け、適正な競争の確保と公正な評価をしなければなりません。

また、川崎重工グループが事業を行っていく上で、コンプライアンスをはじめとして、人権、労働、安全衛生や環境への配慮など、

社会的責任に沿った調達活動を行うことも必要不可欠です。そのためには、グループ内だけではなくパートナーであるお取引先とも協働し、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが世界的な要請となっています。

また、企業は調達行為を通じても非倫理的な行為に加担しないことが必要です。

例えば、紛争鉱物*を調達・使用することによって、紛争や非人道的行為に加担する行動は避けなければなりません。

*紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国およびその周辺国で産出される4鉱物（錫、タンタル、タングステン、金）を言います。この鉱物は虐殺や略奪、性的暴力などの非人道的な行為を繰り返す武装勢力の資金源となっており、アメリカなどの国で取引が規制されています。またEUも現在同様の法律に大筋で合意し、2021年より適用される見通しです。

個人がとるべき行動

- お取引先には広く公平な機会を提供し、公正に評価を行います。お取引先を不当に扱ったり優越的な地位を濫用したりしません。
- お取引先を選定する際には、品質、価格、納期などだけではなく、法令や規制の遵守、人権の尊重や安全の確保、環境保護などの社会的責任を果たしているかも考慮に入れます。
- お取引先へは川崎重工グループの「CSR調達ガイドライン」を開示し、社会的責任への協働を要請します。またその状況をモニターし、必要があれば、改善に向けた働きかけをしていきます。

社会的責任に関してお取引先と協働していくことを怠った場合、お客様や株式市場からの信頼を失うことにつながります。

2-10

地球環境への貢献

私たちは、地球環境に調和した製品・サービスの提供を行い、持続可能な社会の発展に貢献します。



人類は、豊かな生活を得るために大規模な開発を進め、限りある天然資源を必要以上に消費したり、大量の森林を伐採するなど、生態系を損ねながら、地球環境に著しい変化をもたらしてきました。

また、こうした過程で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、今では地球温暖化の主な原因となり、未来の地球環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されるようになっています。

このような変化から目を背け、今後も無秩序な開発や消費を続けられれば、地球上の多くの生命が失われかねません。

こうした身近に迫る危機に対し、地球規模で持続可能な社会の実現が真に叫ばれています。

川崎重工グループは、資材の購入から製造、流通、使用、廃棄にいたる製品ライフサイクルを考慮した設計とモノづくりで、環境負荷を低減していきます。

さらに、環境に配慮した製品・サービスを通じて、人々の豊かな生活の実現と同時に地球環境の未来に貢献できる企業を目指します。

世界各国に環境に関するさまざまな規制があります。法令遵守は環境マネジメントの原則ですが、万一これを怠り法令に抵触した場合は、会社や従業員個人は、操業停止や刑事罰などを受け、カワサキブランドを著しく毀損させる可能性があります。

個人がとるべき行動

- 必要なモノ・エネルギーを必要な量だけ使用します。
- 3R (Reduce, Reuse, Recycle) で廃棄物は極力減らし、適正に処理します。
- 身近な動植物を愛し、生態系の維持に努めます。
- 社内外を問わず、環境活動には積極的に参画します。



川崎重工業株式会社

<https://www.khi.co.jp/>